

食品安全委員会第 422 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 3 月 8 日（木） 14：00～15：48

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第 21 条第 2 項の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する説明について
(消費者庁からの説明)
- (2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・遺伝子組換え食品等 1 品目
除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5
(厚生労働省からの説明)
- (3) 農薬専門調査会における審議結果について
 - ・「ホスメット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「スピロジクロフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について
 - ・新開発食品「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価について
- (5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について
 - ・特定保健用食品「大人ダカラ」に係る食品健康影響評価について
- (6) 食品安全委員会の 2 月の運営について
- (7) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(専門委員)

早川専門委員、局専門委員

(説明者)

消費者庁 消費者安全課 金田企画官

厚生労働省 温泉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の変更について
- 資料 2 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 - 2 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ
(DP-356043-5) (食品)に係る再評価について
- 資料 2 - 3 食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応 (第 3 報)
- 資料 3 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<ホスメット>
- 資料 3 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<スピロジクロフェン>
- 資料 4 新開発食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<食品に含まれるトランス脂肪酸>
- 資料 5 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<グルホシネート>
- 資料 5 - 2 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<大人ダカラ>
- 資料 6 食品安全委員会の 2 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 422 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員に加えまして、最初の議事の関係で、企画等専門調査会から早川座長及び局座長代理に御出席いただいております。また、消費者庁から消費者安全課 金田企画官、厚生労働省から温泉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第 422 回会合) 議事次第」に従いまして、本

日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は10点ございます。

資料1が内閣総理大臣からの諮問書、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について」でございます。

資料2-1が「食品健康影響評価について」、リスク管理機関からの評価要請書でございます。資料2-2がその関連資料でございます。それから、資料2-3が3月1日の厚生労働省のプレス発表資料でございます。

資料3-1及び資料3-2が「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料4が「新開発食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料5-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。そして、資料5-2が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料6が「食品安全委員会の2月の運営について」でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第21条第2項の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する説明について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第21条第2項の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する説明について」です。

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更につきまして、3月2日付で内閣総理大臣より食品安全委員会に対する諮問が行われていますので、消費者庁消費者安全課 金田企画官から説明をお願いいたします。

○金田企画官 消費者庁の金田でございます。本日はよろしくお願いたします。

資料1をごらんください。食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の変更について公文を冒頭につけさせていただきました。この基本的事項につきましては、食品安全基本法に基づ

く政府の施策についてより具体的にあらわし、そしてそれを閣議決定し、対外的に公表するという性格を有するものでございます。今回は、8年前に策定いたしました、この基本的事項、閣議決定いたしました基本的事項について変更を行いたいという内容の御説明でございます。

具体的な内容、簡潔なものにつきましては、「参考1」となっております「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改定」という、このA4横の資料をごらんください。

まず、改定の趣旨でございます。平成16年の策定以後の食品安全をめぐる状況の変化や消費者庁設置に伴う食品安全行政に係る体制の変更等に応じて、必要な改定を行うというのが簡潔な内容でございます。

これまでの経緯が隣の2のところに書いてございます。平成15年に食品安全基本法を施行し、平成16年の1月16日に基本的事項の閣議決定を行いました。これが現行の基本的事項でございます。それにつきまして、平成21年の9月1日に消費者庁が設置されたことにより、この基本的事項の策定事務、変更事務も含まれますが、これが内閣府から移管されて、消費者庁の固有の事務とされたところであります。これは消費者庁設置法に定められているものでございます。これにつきまして、平成22年3月30日に閣議決定されました消費者基本計画、これは消費者基本法に基づくものでありますが、そこにおきまして、施策の一つとして「所要の体制整備を図った上で基本法事項を改定する」としたものでございます。

主な改定事項は下の3点でございます。1点目は、食品安全委員会——まさに本日御審議いただいている事項に関することでございます——の食品健康影響評価に係る事項でございます。留意すべき事項に放射性物質を追加すること、また評価の手順、手法について、これまでの8年間の経験を踏まえて、考え方を整理していただくということが内容でございます。

2点目が消費者庁の設置に関連する事項でございます。消費者庁を食品安全に関わる行政機関として位置付け、前文に「消費者安全の確保」に係る記述を付加し、そしていわゆるスキマ事案につきまして消費者庁の設置とともに制定されました消費者安全法に基づき措置し、リスクコミュニケーションに係る関係省庁の事務の調整を、これは消費者庁設置法に定められたものでありますが、これを消費者庁が実施し、そして食品事故に係る緊急対策本部は消費者担当大臣が設置するということを変更事項としております。

3点目に「その他」といたしまして、現在、消費者庁で検討しております食品表示の一元化について、その検討状況を記述するとしております。

今後の予定といたしましては、御審議いただきまして、各省の調整、そしてパブリックコメントを経て、今年の6月ごろをめどに変更の閣議決定を行いたいと考えているところでございますので、

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

早川専門委員、いかがでしょうか。

○早川専門委員 私ども、食品安全委員会の中の企画等専門調査会を行っているのですが、その中で時々議論に出ることが、食品安全委員会の立ち位置はどういうことであるかということです。つまり、それによっていろいろな議論の展開が変わってくるわけですね。それから、当然それとの関係において消費者庁の立ち位置ということがいろいろな機会でも議論に出てくるわけですね。

ここで確認をしておきたいのですが、私の理解としては、元々リスク評価というのがございまして、これは科学的に公平・中立な立場で行うという純粋にそういうのが第一義的に食品安全委員会の立ち位置であると思います。後は、リスク管理の問題があって、それは関係省庁である、厚生労働省、農林水産省あるいは消費者庁が担うという理解でよろしいですよ。

では、そのリスク管理機関が3つ、ないしは環境省も含めれば4つになりますけれども、その場合の消費者庁の立ち位置というのは、やはり消費者目線に立った見方で管理を考えるということと理解してよろしいでしょうか。

○金田企画官 まさに消費者庁自体、消費者目線に立った行政を進めるということで、閣議決定を経て、3年前に発足した役所でございます。そこにおきます食品安全に関わる行政は、大きく分けて3つほどあるかと思えます。1つ目は、まさに消費者目線に立った行政の司令塔として物申していくという立場でございます。2つ目として、一つのリスク管理機関として、特に特保とかまたは緊急時対応、さらにはスキマ事案のようなものに対して対応していくという観点があるかと思えます。3つ目として、2番目にも関係しますが、緊急時対応を行うことということが消費者庁を設立したときの閣議決定で定められておりまして、そこは司令塔機能と表現されております。

今回、この3つの機能を兼ね備えた消費者庁ができたことに伴いまして、本来ならばもう少し早くこれを改定すべきであったところですが、震災対応等がございまして、今になってしまい非常に申し訳ないのですが、こういった御審議をお願いしているという状況でございます。

○**早川専門委員** リスク評価機関である食品安全委員会の役割として、特に国民との関係における対話というのか、情報提供というのに、リスク評価の面から見たリスクコミュニケーションを行うことがあり、一方、いろいろな状況を鑑みて、必ずしも科学的な側面だけではなくて、文化的側面やこの国の社会状況を考えて、それぞれの立場で管理を行っていくことがリスク管理機関の役割だと思います。しかも、それに関する科学的な事実そのものが管理そのものに必ずしもなるわけではなくて、別の形で管理ということもあり得るわけですね。そのときのリスクコミュニケーションというか、国民に対する役割を果たすことがリスク管理機関だと思います。

そのリスク評価のコミュニケーションとリスク管理のコミュニケーションを、両方とも上手く国民としないといけないのですが、消費者庁がそれをさらにオーバーアーチングする形で調整していくことが重要だと思います。これからよりポジティブにですね。一番議論になるのは、その2つのいろいろな役割の中で食品のリスクに関する情報や問題をどのように上手く国民の皆さんに伝えていくか、あるいは教育していくかというようなことが常に話題になるものですから、そういった意味での調整機能としての消費者庁の役割は非常に大きいのだろーと思います。

それから、緊急時対応も同じ話で、緊急時のリスク評価について、食品安全委員会は科学的に行い、管理については、それぞれ関係省庁が行いますが、全体の司令塔として、そこは消費者庁がこれからしっかり行っていくという趣旨でこれは書かれるという理解でよろしいですね。

○**金田企画官** まさに御指摘のとおりでございます。消費者庁ができた意義に鑑みまして、消費者行政自体が消費者安全、これの重要な要素は食品安全でございます。これは一体不可分のものがございますので、そういった観点からリスクコミュニケーション、緊急時対応、そしてある部分のリスク管理というのを総合的に推進していきたいと考えているところでございます。

○**早川専門委員** 放射性物質というのが新たにつけ加えられましたけれども、これからかなり大きな問題として、国民の皆さんにこの問題をどのように食品安全の観点から伝えたり管理したりしていくかということは非常に大事な問題だと思いますので、消費者庁の一層の努力といいますか、奮励努力が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○**金田企画官** 御指摘のとおり、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、そして消費者庁、共同してこれから何十年にもわたる食品安全に係る重要事項でございます放射性物質、リスク管理、そしてリスク評価をまた行うかどうかという問題も含めて、リスクコミュニケーションの推進を行

うことにより、消費者の皆様の消費行動について積極的に考えていただく機会を作っていきたいと考えております。この後、厚生労働省の担当者と食品安全委員会の担当者と共同で行うリスクコミュニケーションの打ち合わせを行う予定でございます、そういった機会を積極的に作っていきたいと考えているところでございます。

○**早川専門委員** これは司令塔というのは大臣が、とりわけこれに関しては特命大臣ですか、消費者担当がいるわけですから、そういう意味では当然司令塔として責任を持って行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**金田企画官** 肝に銘じて督促したいと思います。

○**小泉委員長** 局座長代理は何か御意見ございませんか。

○**局専門委員** ただ今の早川委員のお話に尽きる場所ですけれども、消費者庁というのは、リスク情報に関しては司令塔ということはあるけれども、情報の一元化を目指すというところについてはどのくらいのことを考えていらっしゃるのか、もしお考えがありましたら聞かせたいと思います。

○**金田企画官** 現在、リスク情報につきまして、消費者安全法に基づきまして各省から食品も含め様々な事故情報をいただいているところでございます。内容は全国の警察、消防や各省庁、そして消費生活センターや国民生活センターといった機関から情報を得て、毎日のようにすべての案件についてどのような措置が必要なのか、または必要でない案件なのかというのを精査しているところでございます。大体、毎日午後1時半から行っているところでございます。

○**局専門委員** 大変大事な情報を扱う司令塔になるかと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。そして、食品安全委員会の方は科学的なリスク評価ということですが、やはりその評価がきちんと実を結ぶには、適正なリスクコミュニケーションといえますか、行き届いたリスクコミュニケーション、国民に対する説明というのが十分になされてはじめて科学的な評価というのが現実には結ばれてくると思っておりますので、いろいろ難しい面もあるかと思っておりますけれども、一層御尽力いただきまして、我々の食品安全委員会とも連携を深めながらぜひ推進させていただきたい

と思います。よろしく願いいたします。

○**金田企画官** 引き続き関係省庁、特に食品安全委員会事務局、そしてリスク管理機関の皆様、うちもその一員ですが、協力して食品安全の確立に向けて努力してまいりたいと考えております。

○**小泉委員長** よろしく願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。畑江さんいかがですか。

○**畑江委員** ちょっと教えてほしいのですが、消費者庁の方はいつも消費者目線とおっしゃるのですが、具体的にどういことが消費者目線かということは私たちにはよく理解できないのですけれども、例えば窒息事故の評価をここでいたしましたよね。その後で消費者庁にお返ししたら、そちらでまた独自の調査をなさいましたが、このことが消費者目線なのですか。あの辺のリスクコミュニケーションも非常に連携がとれているとはとても思えなかったのですが、その辺は一体どういうことなのか教えてください。

○**金田企画官** 窒息事故についての御説明を申し上げます。評価いただきまして、その後、実際にリスク管理措置をとろうとしたのですが、まだ評価いただいたことを具体的にどのようにしたらよいのかという方法論がなかなか上手く確立できていなかったということで、追加的な調査をさせていただいたということがございます。しかしながら、消費者安全法につきましても、こういったスキマ事案の根拠になっておりますが、そういったものにつきましても運用を始めてもう3年になりまして、また、それに基づく行政指導的なものも行うようになっております。そういった積み重ねを重ねることによって、今御指摘のように二重行政と批判されるようなこともないように努力してまいりたいと考えているところでございます。

また、最初に御指摘のありました消費者目線につきましては、これは消費者といっても、日本人は1億2,000万人いるわけで、その全員が消費者でありますから、これが消費者目線と一言で説明することは難しいかと思えます。しかし、私たち全員が消費者という立場の中で、自分の消費行動をどうやって決めるのか、そしてそれはどのような科学的な根拠に基づくものなのかということを感じていただく、そしてそれは自分で考えていただく、その上で行動していただく。そういった手法の一つとしてリスクコミュニケーションがあり、その前提としてリスク評価があると思えます。そういう意味で、同じようなことを消費者庁と食品安全委員会で行ってしまうようなことのないよ

うに、今後は気をつけてまいりたいと考えております。

○畑江委員 しっかりみていきたいと思います。

○金田企画官 引き続きよろしく願いいたします。

○小泉委員長 ほかに御意見ございませんか。

○村田委員 私も似たようなことが質問だったのですけれども、この主な改定事項の1が食品健康影響評価に係る事項ということ、これは食品安全委員会を中心にしたことになるのでしょけれども、2番目の消費者庁の設置関連事項の2番目に、前文に「消費者安全の確保」に係る記述を追加と書いてありまして、これがいわゆる食品安全基本法の最初のところには、国民の健康が最も重要という大前提があるわけで、消費者と国民全体とどう違うのかという、そういうことをちょっとお聞きしたかったのですけれども。

それからもう一つは、同じなのですが、その下のいわゆるスキマ事案という言葉がありまして、これについても食品安全法に基づいて措置するということなのですけれども、今の話だと、例えばその窒息事故みたいのがこれになるのかという気がしましたけれども、もう少し具体的にどういうものを想定されているのか、例があれば教えていただきたいと思います。

○金田企画官 まず、国民と消費者の関係でございます。国民はすべて消費者であると消費者庁は考えているところでございます。食品安全基本法で定めているのは、食品の安全を確保するという大目的があるところですが、これは究極には消費者安全の確保、つまり消費者基本法で定めた消費者の権利を実現するものかなり大きな部分を占める重要な要素であると考えています。順番としまして、両方相まってやらなければいけない、そしてこれを政府としては対処しなければいけない。食品安全基本法自体にこの消費者安全の確保という観点は当然前から内在的にあったと考えていますが、消費者庁がこの変更を行うに当たって、この内在的にあったものを記述させていただけるとありがたいという趣旨で、この係る消費者安全の確保に関する記述を付加と書かせていただければと考えたところでございます。

2点目のスキマ事案につきましては、例として考えておりますのが、今御指摘のあった窒息事案と考えております。それ以外につきましては、食品に係るものというのは、指摘された又はこれが

まさにスキマ事案、各省庁、管理機関が手を染めないものと言われているものが今のところないので、これがそうであると御説明できるところのものがございません。しかし、今後何か同様の事案がありましたら、消費者安全法、これは消費者危害に係わるものがありましたら、すぐに対応するという内容を内容にする法律ですので、それに基づいて対応したいと考えております。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。

○野村委員 法律事項なので、当然明確な割り振り方はあると思うのですが、例えばスキマ事案にするという場合は、どういう要件のときにスキマ事案という判断をされるのですか。

○金田企画官 これは、消費者安全法に規定がございまして、他の法律によって措置のできない消費者に重大な危害が生じる事案という規定がなされております。ということで、他の法律によって措置のできないというのがどういう状態かということ、これは内閣総理大臣、そして消費者庁長官に権限がおりておりますが、そこで判断するのではあります。しかし、他の法律の解釈は当然それぞれの所管省庁が有権解釈をするものであります。したがって、そこは消費者庁が一方的に内閣総理大臣の権限として行うのではなく、他省庁との連携の中で決め、そして迅速に対応しなければいけないという案件について、消費者庁が消費者安全法に基づいて対処するという考えでおります。

○野村委員 その辺は、例えば対処できるかできないかというのは、行政機関の判断ということが大きく働くわけですね。

○金田企画官 法律の解釈の問題です。つまり、まさに消費者安全法の規定そのものが他の法律により対処できないという書きぶりになっておりまして、他の法令に対処できるのかできないのかというのは、まさに消費者庁だけで勝手に判断してはいけないという事案だと思います。そこを少しでも迅速に判断するためには、現在行っているような各省との定期的な会合、連携の強化といったものを深めておかないと、いざというときに迅速に対応できないと考えています。ここは法律の規定上の問題ではあるのですが、それだけではなくて、連携を図るだけではなくて、常々心がけているのは、他省庁が持っている法律、食品衛生法や農薬取締法、又はその他の警察関係の法律もそうなので、そういったもので対処できるものなのかどうか、第一義的に消費者庁が素早く

迅速に対応できるかどうかは、そこの理解を常日頃から深めているかどうかという部分が迅速な対応の基礎だと理解しております。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

はい、座長どうぞ。

○早川専門委員 国民全体を対象にすれば、厚生労働省、あるいは農林水産省、環境省というように、それぞれのリスク管理やそれに基づくリスクコミュニケーションがあるわけですね。それから、食品安全委員会は当然科学的な評価をした場合のリスクコミュニケーションというのがあるのですが、消費者庁の消費者目線というのは、例えばリスクコミュニケーションについて言えば、それを行政と消費者の間でやはりもっと濃厚に双方向性にするシステムをどのように作り上げて、効率・効果的に、しかも各省庁のリスク管理の状況、リスク評価の状況というものをうまく吸い取って、双方向性を成立させるように行っていくのかということが多分一番大事だと思います。総合調整というのは、本来はそういうことなのだろうと思います。それぞれエレメントがあるものをより効率・効果的に、しかも消費者ということを主体にして双方向性を図っていくというように私は理解したいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○金田企画官 まさに御指摘のとおりでございまして、リスクコミュニケーションは一方向的に役所の考え方を消費者に伝えるというのではなく、消費者に事実を伝え、意見交換を行い、双方向的にやりとりをすることによって、消費者の方に考え方を固めていただき、自らの消費行動に繋げていただくというものだと考えております。そのための要素といたしまして、リスク評価の結果、そしてリスク管理で何を行っているのか、そしてその前提としてどのような科学的事実があるのかということについて、総合的に説明しなければいけないと考えております。

この一つといたしまして、2月23日に消費者庁主催により水戸で食品と放射能に関するリスクコミュニケーションを行いました。その場におきましては、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省から担当者にパネリストとして来てもらいまして、また、専門家としては放射線医学総合研究所の理事の方に来ていただきまして、様々な観点から質問や意見を出していただき、さらに地元代表の常盤大学の先生から代表して質問していただき、総括していただくという取組みを行いました。こういう各省連携の取組みをこれからも進めることによって、御指摘のような双方向的なもの、そして地元のニーズに合ったものというリスクコミュニケーションはできていくものと考えております。

す。

○**小泉委員長** ほかに御意見ございませんか。

○**熊谷委員** 司令塔というお話もありましたけれども、リスク分析の枠組みですと、例えばリスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションのどこかにはめ込まれるのか、それともその枠組みと少し離れたところで司令塔的な機能を果たすのか、あるいは消費者への対応をするという、それはどういふようにとらえるのが妥当なのでしょう。

○**金田企画官** 消費者行政と司令塔機能という御質問だと思います。緊急時の対応における司令塔機能については、これはリスク管理を緊急に行う、その根拠として消費者安全法に基づいて行うということと理解しております。司令塔機能のうち、リスクコミュニケーションにつきましては、各省連携の中心となりまして、一緒に行うようなリスクコミュニケーションを中心となつてオーガナイズしていくという手法と考えております。一方、リスク評価につきましては、これは食品安全委員会で専門的知識、科学的知見に基づいて行うものと理解しているところでございます。

○**小泉委員長** よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。

○**村田委員** 今の司令塔に関してですけれども、緊急時対応の話がございましたけれども、食品安全委員会では毎年きちんと緊急時対応に関して練習というか、そういう予行を行っているのですが、そのときに消費者庁や他省庁との関連というのは余りなされていないような気がするのですけれども、そういった観点からも今後そういう全体のシステムを作っていくかというようにお考えなのではないでしょうか。

○**金田企画官** 御指摘のとおり、現在様々な政府部内の緊急時対応のマニュアル等がありますが、この基本的事項の改定に合わせて整理を行いまして、政府全体、食品、また消費者安全法に基づく、緊急時は食品に限らない部分がありますが、そういったものを含めてやり方を整理していきたいと思つています。今はいろいろなマニュアルが乱立しているような部分がありますので、そこは整理していかなければならないと考えております。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、消費者庁の今の金田企画官の御説明によりますと、基本的事項につきましては、今般の変更の趣旨は、消費者庁設置に伴う形式的改正が大部分であります。改定案骨子を踏まえまして適切に変更されるよう、また、消費者庁におきまして食品安全行政の一層の推進のため、変更後の基本的事項に基づきまして、当委員会及びリスク管理機関との連携の強化を図られるよう、意見を提出するということにはどうかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に関する食品安全委員会の意見は以上のとおりといたします。事務局は手続をお願いいたします。

金田企画官、ありがとうございました。

また、早川座長、局座長代理、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 2-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 3 月 6 日付で、遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の温泉川新開発食品保健対策室長から御説明をお願いいたします。

○温泉川新開発食品保健対策室長 それでは、御説明させていただきます。厚生労働省の温泉川でございます。このたび、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたします。組換え除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性のダイズについての御説明を行います。

お手元の資料 2-2 が本件に関する概要となっております。本系統は、デュポン株式会社が開発

をした除草剤グリホサート及び乳酸合成酵素阻害剤耐性を持つ遺伝子組換えダイズでございます。
本品種は、平成 19 年 8 月に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しておりまして、ヒトの健康を損なうおそれはないとの回答をいただいております、これが平成 21 年 4 月に安全性審査を経た旨を公表しております。

今回改めて評価を依頼いたします経緯ですが、*N*-アセチルアスパラギン酸及び *N*-アセチルグルタミン酸の毒性に関する知見の蓄積を目的に毒性試験を実施したところ、*N*-アセチルアスパラギン酸のおおよその LD₅₀ を決定するために行ったラットの急性経口毒性試験の 5,000 mg/kg 投与群で、死亡例や毒性症状が認められたというものでございます。

なお、経済協力開発機構（OECD）の定めたガイドラインにおける急性毒性試験の最高用量である 2,000 mg/kg の投与群では毒性症状は認められておりません。また、他のいずれの試験においても *N*-アセチルアスパラギン酸及び *N*-アセチルグルタミン酸によると考えられる毒性の症状は認められていないということで御報告申し上げます。

このたび評価をお願いするのは以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

はいどうぞ。

○村田委員 これは、このデータが増えたことに対して評価をするという、そういうことになるのでしょうか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 このたび、新しい知見ということで、5,000 mg での投与によつての毒性試験の結果が出てきたので、これについて評価をお願いするということでございます。

○村田委員 これは、このものは増えているというデータは前の評価書にあったわけで、その物質の評価としてこのデータがあったということになるわけですね。

○温泉川新開発食品保健対策室長 5,000 mg で新たに試験を行って、その結果が得られたということでのお願いでございます。

○小泉委員長 多分、村田さんの御質問は、OECD が 2,000 mg 以上であれば、化学物質である限り毒性が出る可能性があるにもかかわらず、何故再度検証するのか、評価するのかという意味ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 このたびの試験自体は、2,000 mg で毒性が認められなかったということで、対象としては、LD₅₀ 又は投与量に基づく 28 日の投与実験等を行うに当たっての目安の量を決めたいということで行った実験でございまして、その中で *N*-アセチルアスパラギン酸にのみ死亡例が認められるということで、グルタミン酸のほうについては認められなかったということもありまして、そういったことで新たな毒性のデータが出たということでのお願いということでございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

そのほか、この資料 2-3 について提出いただいております。

温泉川室長から御説明、お願いいたします。

○温泉川新開発食品保健対策室長 それでは、資料 2-3 でございますけれども、これは、これまで御審議をいただいております 5'-イノシン酸二ナトリウム、それから 5'-グアニル酸二ナトリウムについて安全性審査を行っていただきまして、評価書がいただけたということで、プレスリリースを行ったものでございます。

それから、2. と 3. のところに今後の対応というようなことで示しておりますけれども、昨年の 12 月 5 日に、最初に「イノシン酸二ナトリウム」、それから「グアニル酸二ナトリウム」について遺伝子組換え食品としての評価を受けていないものが見つかったということで、緊急に輸入品、それから国内での使用状況について調査を実施しました。その中で見つかったものにつきまして、12 月 5 日に輸入品での 10 社について公表を行っておりますけれども、そのほかに既に評価をお願いしております「リボフラビン」、それから「キシラナーゼ」の輸入者である 1 社が見つかりまして、計 11 社が輸入者として評価を受けていない組換えの添加物を輸入していたということでございましたけれども、さらに調査を行いましたところ、裏面を見ていただきますと調査の概要が出て

おりますけれども、輸入品ですと、調査の対象数が 447 社で、最終的に 12 社となっております。これは今申しました「5'-イノシン酸二ナトリウム」、「5'-グアニル酸二ナトリウム」、それから「リボフラビン」、さらに安全性の評価をお願いをしていない「キシラナーゼ」、これはもう回収しておりますけれども、この4つについて輸入を行っていた会社が 12 社あったということで、先ほど申しました 11 社にさらにもう 1 社加っております。

この1社というのは、※2のほうに書いてございますけれども、C.J.社が製造した「5'-イノシン酸二ナトリウム」、それから「グアニル酸二ナトリウム」を合わせたものであります「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」を原料として国内で添加物製剤を作っております、これを海外に輸出していたものがシップバックといいますか、返送されてきたものということで、製造者は国内で作った会社になりますので、それが新たに見つかったということで、12 社となっております。です、それ以外のものは見つかっていないということでございます。

それから、国内においては 2,044 社の調査を行いまして、同様にこれらの添加物を使用したものが 81 社ございましたけれども、それ以外のものは見つからなかったということでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんか。

はいどうぞ。

○村田委員 ここでは「5'-イノシン酸」と「グアニル酸」とそれから「リボフラビン」、「キシラナーゼ」について書いてありますけれども、それ以外のものでこういうものに該当するものというのはないのでしょうか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 このたびの調査の中では見つかっておりません。

○村田委員 それは、そういうものは報告としてなかったと理解してよろしいわけですか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 そうです。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかに御意見ございませんか。はいどうぞ。

○畑江委員 1社シップバックというのは、それはやはり遺伝子組換えが認められていない国からのシップバックだったのですか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 特にそういった理由ではなくて、製品自体の品質といたしますか、取引上の問題でのシップバックということで、物がどうかということではなくて、単に物をやりとりする上での業者間での取引の中でシップバックされてきたということで、安全性等の問題というようには理解しておりません。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問ございませんか。

私のほうからも改めて申し上げますけれども、今回の件は、食の安全を確保するためのルールが守られなかったという大変遺憾な事例でございます。リスク管理機関におきましては、今後このようなことがないよう、関係者間ルールの遵守を徹底されるよう、期待しております。

温泉川室長、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いします。

○廣瀬委員 まず、資料3-1の「ホスメット」から説明します。6ページの要約に沿って説明したいと思います。

有機リン系の殺虫剤であります「ホスメット」について、JMPR、EU、豪州、カナダ及び米国が行った評価を基に食品健康影響評価を行いました。本件は評価書評価ではありますが、食品安全委員会農薬専門調査会では、参照した資料には評価に当たって十分な試験が記載されており、本剤の評

価は可能であると判断いたしました。

評価に用いた試験成績は、以下に列記されているとおりであります。各種毒性試験の結果、ホスメット投与による影響といたしまして、まず急性毒性としては ChE 阻害による副交感神経刺激様の症状、それからより低い用量の反復投与毒性試験では、ラット、マウスで体重増加の抑制、またラット、マウス、イヌでは赤血球や脳の ChE 活性の阻害、さらにラット、マウスでは肝細胞の空胞化や脂肪変性が認められました。遅発性の神経毒性は認められませんでした。

マウスの発がん性試験では最高用量で肝細胞線種が増加いたしました。遺伝毒性試験では生体にとって問題となるような遺伝毒性はないと判断されたことから、本剤の評価に当たって閾値を設定することは可能と考えられました。

ラットを用いた 2 世代繁殖試験におきまして、親動物では体重増加抑制が認められた用量において交尾率及び受胎率の低下が認められましたが、催奇形性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量あるいは最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた 2 年間の慢性毒性試験の無毒性量 1 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.01 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

次に、資料 3-2 の「スピロジクロフェン」を説明いたします。6 ページの要約に沿って概要を説明いたします。

テトロン酸誘導体殺ダニ剤である「スピロジクロフェン」について、インポートトレランス設定の要請に係る資料、農薬抄録並びに JMPR、米国及び EU が実施した評価をもとに、食品健康影響評価を実施いたしました。本剤は脂質合成系を阻害することが明らかになっておりますけれども、詳細な作用機序については不明とされております。

評価に用いました試験成績は以下に列記されているとおりであります。各種毒性試験の結果、スピロジクロフェン投与により脂質代謝系への影響が見られ、副腎ではラット、マウス、イヌでコレステロールの沈着によると考えられる皮質細胞の空胞化、やはりラット、マウス、イヌでステロイド合成阻害が関与していると考えられるライディッヒ細胞の肥大、あるいは過形成を含む種々の精巢毒性が発現し、さらに長期の発がん性試験ではラットでライディッヒ細胞腫の増加が認められました。

また、ラットの雌では子宮腺癌が増加しましたが、この原因は本剤の投与による相対的な高エストロゲン状態の持続が関与されている可能性が示唆されました。

マウスの雄では肝細胞腺腫及び癌が増加しましたが、遺伝毒性試験の結果はすべて陰性であり、ラット、マウスで認められたこれらの腫瘍について、閾値を設定することは可能と判断いたしました。

た。

催奇形性、神経毒性、発達神経毒性は認められませんでした。

2世代繁殖試験におきまして、F1世代の雄に前立腺や精巣など生殖器官の萎縮及び精子数の減少など、繁殖への影響が認められました。

各試験で得られました無毒性量のうち一番小さい値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の1.38 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で割った0.013 mg/kg体重/日をADIと設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、資料3-1及び資料3-2に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料3-1をお願いいたします。こちらの7ページ、下の方に7.といたしまして開発の経緯がございますが、このものは有機リン系殺虫剤の一種でございます。国内での登録はなく、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されているものでございます。

8ページからの1.動物体内運命試験では、(1)ラット、①吸収及び分布で、8ページの下の方になりますが、各種の投与群で、投与後96時間までに75%TAR以上が排泄されまして、吸収率は24時間で84%と考えられているということでございます。

次の9ページの下の方から、(2)としてヤギの項目がございます。乳汁中には0.014~0.017 mg/kg認められ、組織等への蓄積はないものと考えられております。

10ページに(3)ニワトリがございます。卵黄中に親化合物が0.001 mg/kg認められたといった情報がございます。

11ページから、2.といたしまして植物体内運命試験がございます。チェリー、とうもろこし、ばれいしょ等で試験が行われておりまして、代謝物16等が検出されたということでございます。

17ページから、6.といたしまして作物等残留試験がございます。(1)作物残留試験では、親化合物と比較して、代謝物の残留は多いものではございませんでした。

17ページの下の方の(3)畜産物残留試験、こちらの①ブタの試験では、ホスметトの残留は認められていないということでございます。

18ページの②の試験でも、最大の残留は脂肪で0.04 mg/kgということでございました。

(4)乳汁移行試験では、投与後36時間以降、乳汁中に検出されていないということでございます。

毒性試験の関係が次の19ページからになります。このものにはChE阻害作用があるということ

でございます。

21 ページの上の方に（３）としまして、急性遅発性神経毒性試験がございますが、遅発性神経症状は認められていないということでございます。

23 ページの（５）と（６）も神経毒性の関係でございますが、両試験とも亜急性遅発性神経毒性は認められていないということでございます。

24 ページの下の方になります。11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。

25 ページの（２）の試験、こちらの試験が ADI の設定根拠となった試験でございます。イヌにおける無毒性量が 1 mg/kg 体重/日と考えられたということでございます。

その下の（３）２年間慢性毒性/発がん性併合試験、こちらでは発がん性は認められておりません。

次のページでは、マウスでの２年間慢性毒性/発がん性併合試験の成績がございますが、こちらでは、100 ppm 投与群の雄で肝細胞腺腫の増加がございましたが、このものに生体にとって問題となる遺伝毒性はないと判断されておまして、無毒性量が求められているということでございます。

27 ページから、12. といたしまして生殖発生毒性試験がございます。

28 ページからの（２）２世代繁殖試験①、こちらでは交尾率及び受胎率が減少する等の所見がございましたが、発生毒性試験において催奇形性は認められていないということでございます。

31 ページに 13. といたしまして遺伝毒性試験がございます。in vitro の試験で一部陽性の成績もございましたが、ラットを用いた小核試験も含めまして、in vivo の試験はいずれも陰性でございます。このものに生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられております。

36 ページから食品健康影響評価となっております。農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質は、ホスメット（親化合物のみ）と設定されております。

ADI、結論につきましては、廣瀬先生から今御説明いただいたとおりでございます。

次に、資料 3-2 をお願いいたします。こちら 7 ページをお願いいたします。7 ページの下の方に開発の経緯がございます。スピロジクロフェンは殺ダニ剤の一種でございます。

8 ページになります。我が国では 2003 年に農薬登録をされておまして、今回きゅうり、トマト、いちご等へのインポートトレランス設定の要請、それから茶への適用拡大申請があったということでございます。

9 ページ、1. 動物体内運命試験では、記載は 10 ページになります。②吸収率にございますように、ラット雄での吸収率は 62.4%と算出されております。

15 ページに（４）として排泄という項目がございます。こちらの①にございますように、投与48時間で90%TAR以上が尿及び糞中に排泄されたというデータがございます。

16 ページの（５）畜産動物（ヒツジ）での試験成績では、各試験にこのもの、スピロジクロフェンは認められず、主要な残留成分は代謝物 M1 というものでございました。

17 ページには、2. といたしまして植物体内運命試験がございます。オレンジ、レモン、りんご、ぶどう等で試験が行われておりまして、19 ページのぶどうの試験では、代謝物 M13 というものが10%TRRを超えて検出されたということがございます。

それから、24 ページをお願いいたします。24 ページの下の方から、6. といたしまして作物残留試験がございます。親化合物と比較して、代謝物の残留は多いものではなかったということがございます。

毒性試験の関係が26 ページからで、27 ページに（２）といたしまして急性神経毒性試験がございますが、神経毒性は認められておりません。

亜急性毒性試験について、28 ページの（３）の試験、90 日間のイヌの試験では、雌で無毒性量は設定できなかったということがございますが、イヌを用いたより長期の試験で無毒性量の設定はできているということがございます。

29 ページに（４）として90日間亜急性神経毒性試験がございますが、神経毒性は認められておりません。

30 ページから、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。（１）1年間慢性毒性試験、イヌの試験が ADI の設定根拠となった試験でございまして、無毒性量は雄で1.38 mg/kg 体重/日と考えられているということがございます。

（２）のラットでの2年間慢性毒性/発がん性併合試験、こちらでは、雄の高用量で精巣に腫瘍性病変の増加等があったということですが、無毒性量が求められております。慢性神経毒性は認められていないということがございます。

31 ページの下の方から18か月間発がん性試験（マウス）がございます。こちらでは高用量で肝臓に腫瘍性病変があったということがございますが、無毒性量は求められております。

32 ページ、12. 生殖発生毒性試験では、（１）の試験で精子数の減少等、繁殖への影響がございましたが、無毒性量は求められております。そのほかの試験で催奇形性や発達神経毒性は認められていないということがございます。

36 ページに13. として遺伝毒性試験がございますが、提出された試験成績は陰性でございまして、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

37 ページから、14.としてその他の試験がございます。毒性所見が認められましたので、その機序を検討する試験が実施されております。

43 ページにメカニズム試験のまとめがございます。簡単に申しますと、機序は必ずしも明確になっておりませんが、閾値を設定できるといった判断を変えるようなデータはなかったということでございます。

44 ページから食品健康影響評価でございます。暴露評価対象物質につきましては、農産物では親化合物のみ、畜産物では親化合物と M1 と設定されております。

ADI につきましては、先ほど廣瀬先生から御説明いただいたとおりでございます。

以上の2件につきましては、本日の委員会終了後、4月6日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんか。

はいどうぞ。

○廣瀬委員 資料3-2の「スピロジクロフェン」ですが、30ページから31ページにかけて2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）というのがありますけれども、この試験では珍しく FOB が行われておりまして、その結果、検体投与の影響がなかったということから、この試験の最後の行に「慢性神経毒性は認められなかった」というような記載がされておりますけれども、本来、この試験は慢性毒性と発がん性を見るための試験ですし、これは急性や亜急性毒性の試験も行われておりますけれども、それでも神経毒性は認められていないということもありますので、あえて最後にこの「慢性神経毒性は認められなかった」という記載を入れる必要はないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小泉委員長 ほかの委員の方々には何か御意見ありますか。

坂本評価課長のほうはどうですか。ほかの評価書でこういう書き方をされているのでしょうか。

○坂本評価課長 このものの提出されたデータにこういうことがありまして、専門調査会ではそちらを採用されたということですが、正確に何件中何件とか今は申し上げられませんが、余り見かけ

る表現ではないかとは思いますが。廣瀬先生が特にこれがなくてもということであれば、削除して大きい問題はないかと思うのですが、情報としてはこういうことがあったということだと理解しております。

○廣瀬委員 結局、FOB では検体投与の影響は認められなかったという事実が、これは記載されておりますので、これが書いてあると、かえってこの試験は慢性神経毒性を検討するための試験かというような誤解を与えるということにもなりかねないので、ないほうがすっきりすると思うのですが。

○小泉委員長 もし、ほかの評価書でそういうこともある、例えば慢性神経毒性は認められなかったというのをわざわざ書いてない結論があるのであれば、私はなくてもいいのではないかという気がします。

○坂本評価課長 それでは、元の資料を一度確認いたしまして、基本的には今御指摘の修正をするということで、確認をするということによろしいでしょうか。

○小泉委員長 確認してから決定したいと思います。

ほかに御意見ございませんか。

よろしければ、その点を少し確認した後、本2件につきましては意見・情報の募集手続に入るといたします。

一応、本日から出すということであれば、このまま出しますか。

○坂本評価課長 多分、すぐ確認できると思いますし、仮に何かあったとしても、明日ぐらいには対応できると思いますので、そのくらいお時間いただければ、対応可能かと思います。

○小泉委員長 分かりました。

ほかに御意見ないですね。

(4) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について」です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして御説明いたします。いわゆる食品安全委員会の自ら評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った新開発食品評価書でございます。

7 ページをお願いいたします。「はじめに」という項目の最後に記載がございますように、トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行ったものということでございます。

19 ページの半ばから下になりますが、トランス脂肪酸摂取量の推定を行っております。

27 ページの上の方から (3) として結果がございまして、平均値、中央値で摂取量にしてエネルギー比 1%以下ということがございます。

(4) 考察では、さらに記載が後ろの方になりまして、35 ページになりますが、95 パーセントタイル値に関しましては、1～6 歳の男性を除きまして、エネルギー比 1%を超える層はなかったということでございます。

37 ページの下の方から、V といたしまして疾患リスクについて整理をされております。

57 ページからは、これも下の方から項目が始まっていますが、VI として妊産婦、乳児・幼児等への影響についてという項目がございます。

さらに、59 ページからは国際機関の評価等とその背景といった項目がございまして、その後ろの方では各国の対応、我が国の対応について整理をしております。

70 ページには、X といたしましてトランス脂肪酸摂取量の低減と予測される健康影響、その下のところから XI として食品健康影響評価がございまして。

結論については、73 ページに結論という項目がございます。ポイントといたしましては、このページの下の方になりますが、トランス脂肪酸の摂取量につきましては、日本人の大多数が WHO の勧告（目標）基準であるエネルギー比 1%未満であり、また健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられたということでございます。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人では、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比

が1%を超えているということがあると考えられるため、留意する必要があるとされているもの
でございます。

資料のページ数が通しで打ってなくて恐縮でございます。157 ページの次のページをお願いいた
します。通し番号ではなくて新たに1 ページということになっております。右肩に「参考」とある
ページでございます。

本件につきまして、11月18日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、17 通の御意見がご
ざいました。1 通で複数の御意見もございまして、こちらでは 31 件について整理をして記載して
おります。

いただいた御意見でございますが、まず1番は、日本人のトランス脂肪酸の平均摂取量は、WHO
の勧告1%以内としており、健康への影響を軽く見ているという御意見でございます。評価書
(案)でも認めていますように、低年齢ほどトランス脂肪酸の摂取量は高い、といった御指摘、一
般消費家庭や若者の食事にはマーガリンが主体であり、食用油には必ずしも食用には好ましいとは
言えない油脂の混合があるとか、フライドポテトやポテトチップスなどを多食しているといった御
指摘や、弁当や外食での惣菜には高油脂含有食品を多食していますという御指摘があり、もっと厳
密に調査を行った上での評価を強く求めますという御意見でございます。

回答でございます。日本人のトランス脂肪酸の摂取量推計では、95 パーセントの値におい
ても、1～6歳の男性を除きエネルギー比1%未満でした。したがって、通常の食生活では健
康への影響は小さいと判断したものです。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人につ
いては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることが考えられるため、留意する
必要があると判断しましたという回答でございます。

2番の御意見でございます。報告書で冠動脈疾患との関係を述べている部分について御指摘をさ
れて、こちらの表現では、トランス脂肪酸の冠動脈疾患に対するリスクを過小に評価する誤解を与
えるように感じますという御意見でございます。専門家として国民に十分注意喚起をする義務があ
るように思いますが、いかがでしょうかという御意見でございます。

回答でございます。日本人のトランス脂肪酸摂取量を考慮した結果、冠動脈疾患との関連性は喫
煙などの危険因子と比較すると小さいと考えられました。しかしながら、脂質に偏った食事をして
いる個人については、関連性が大きくなると考えられることから、留意が必要と評価書案に明記し
ていますというものでございます。

3番目の御意見でございます。御意見の半ばぐらいからのところでございますが、一部消費者の
偏った食事の摂取状況についての危惧はあるものの、それはトランス脂肪酸の摂取の問題というよ

りも、むしろ脂質全体の取り過ぎなど食生活の偏りが問題だということをより明確にして頂き、リスクの低いトランス脂肪酸が特別問題視されることのないような表現にして頂きたいという御意見でございます。また一方として、食品中のトランス脂肪酸含量低減に努めることにより、飽和脂肪酸が増加する傾向も認められるが、それでもトランス脂肪酸低減を進めていくべきなのかを、明示して頂きたいという御意見でございます。

回答でございます。日本人のトランス脂肪酸摂取量を考慮した結果、現状において、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられましたが、脂質に偏った食事をしている個人においては、留意が必要と判断しました。また、本評価はトランス脂肪酸に関する評価であり、飽和脂肪酸に関する評価を行ったものではありませんが、冠動脈疾患についてはトランス脂肪酸と比較し、飽和脂肪酸のリスクが小さいとの報告もありますということを説明しております。一方、日本人の飽和脂肪酸の摂取量を推計したところ、「日本人の食事摂取基準」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることに留意する必要があると考えましたという回答でございます。

4番の御意見でございます。5行目のところから○としてトランス脂肪酸の血清コレステロール濃度への影響についてという項目でございますが、この評価では、トランス脂肪酸の影響を評価するに当たり、基本的にはトランス脂肪酸に絞って検討されているようで、同時に摂取する他の脂肪酸との相互作用についてはほとんど無視されています。日常の食生活ではトランス酸のみを摂取することは皆無ですので、食事全体、少なくとも摂取する脂質全体の視点からの考察が不可欠といった御指摘、食品安全委員会での質疑などでは、多価不飽和脂肪酸を魚油に絞って対象とされ、世代間で摂取量に一定の傾向が見られないなど、少々の外れの対応がなされているようです、という御指摘もでございます。

次のページでは、血清コレステロール濃度に及ぼす飽和脂肪酸の影響は、同時に摂取するリノール酸により明確に抑えられるといったことが周知のことという御指摘、トランス脂肪酸の血清コレステロール濃度上昇作用もまた、リノール酸によって抑えられることが指摘されているということで、文献等を御紹介になっております。日本人の平均的なリノール酸摂取はまさにエネルギー比で、6%程度であるといったことを御指摘になって、米国人の場合よりも、トランス脂肪酸の影響をずっと受け難い食環境下にあるということ、したがって、単にトランス脂肪酸の摂取量が少ないことだけでなく、その影響を受け難い食環境にあることも併記して、消費者の不安を取り除く必要があるという御意見でございます。その下の方では、多価不飽和脂肪酸の血清コレステロール濃度低下効果に関しては、リノール酸が最も重要な脂肪酸であるといったこと等が理解されていないようですといった御意見でございます。

回答でございます。今回の評価は、トランス脂肪酸を対象に行ったものです。現状においては、トランス脂肪酸の摂取量は、日本人の大多数が WHO の勧告（目標）基準であるエネルギー比 1% 未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられました。そのため、トランス脂肪酸と他の脂肪酸との相互作用については検討しておりませんが、いただいた情報については、関連情報として追記しますという回答でございます。

なお、今回、多価不飽和脂肪酸の効果についても評価しておらず、多価不飽和脂肪酸を魚油に絞って対象としたということもありませんということも回答しております。

5 番の御意見は、トランス脂肪酸全体としての評価の書き方についてということでございます。次のページになりますが、具体的に「工業型」と「天然型（反すう動物由来）」のトランス脂肪酸のすべてについて評価するものであることを明示されることを薦めますという御意見でございます。現時点で、天然型はトランス脂肪酸に含めない対応をする国もあり、それらの国々の研究者を中心に、天然型の血清コレステロール濃度への影響は工業型よりもはるかに軽度であり、摂取も多くなり、実際の食生活では無視できると主張されているといった御指摘でございます。49 ページで、「反すう動物由来のトランス脂肪酸と冠動脈疾患との関連は低いものと考えられると記されているのは、その一例ではないでしょうかということ、このような結論に至ったと思われる引用されている論文に対して、研究者が論文を書いているということで、工業型及び反すう動物のトランス脂肪酸の代謝的効果に微妙な違いがある可能性は残るが、実際に摂取しているような少ない量でも、現時点では栄養表示において総トランス脂肪酸に天然型トランス脂肪酸を含ませないとするに十分な科学的根拠はないと述べているということをお紹介になっております。より新しい解析では、天然型の影響は軽度であるけれども、LDL-／HDL-コレステロール比上昇作用は無視できないことが明示されているということ、同様な結論が別の研究でも確認されているといったことを御指摘になっております。天然型トランス脂肪酸も摂取量が多くなると危険であると判断すべきであるという御意見でございます。両者を区別することなく取り扱うことを適宜明示されることが妥当と思われるという御意見でございます。回答ですが、評価書案の個々の項目には、得られたデータから評価できた範囲の記載をしておりますが、評価書案の結論部分に「トランス脂肪酸全体で評価する」と記載しているとおり、食品健康影響評価においては、工業的に生成されたトランス脂肪酸と反すう動物由来のトランス脂肪酸を区別して評価しているわけではありませんという回答でございます。

6 番目の御意見は、種々の疾患に対する影響についてということでございます。冠動脈疾患に関する記載について御指摘になって、次の 5 ページになりますが、「ただし、これらは平均的な日本

人よりトランス脂肪酸の摂取量が多いケースの研究」と述べられていますが「ただし」以降の文は、少なくとも概要からは記載された疾患すべてに係ると読み取られるといった御指摘でございます。少なくとも、冠動脈疾患発症との関連性は、それ以外の疾患における場合とは異なり、科学的に必要十分な証拠があり、日本人でも多量摂取すればリスクがあると理解すべきではないでしょうか。一方、引用された冠動脈疾患以外の疾患のほとんどについては、関連性は科学的には確定的ではなく、区別して判断するのが妥当と思われまます。文章では、トランス脂肪酸は肥満及びアレルギー性疾患との間に確実なつながりがあるようにも読み取れ、誤解を招きそうですといった趣旨の御意見でございます。

回答ですが、評価書案に記載しているとおり、冠動脈疾患等については、平均的な日本人のトランス脂肪酸摂取量では関連が明らかでないとして評価しました、平均的な日本人の摂取量より明らかに摂取量が多い場合には冠動脈疾患等への影響が考えられましたという回答でございます。

7番の御意見でございます。評価書案の要約と結論の中で、以下のとおり追加したほうが、工業用に作られたものだけでなく、乳製品も含めての結論であるというイメージが理解しやすいし、適切と考えますという御意見で、「乳製品も含め」ということを書いたらいかがかという御意見でございます。

回答でございます。乳製品由来のトランス脂肪酸を含めて評価を行っており、トランス脂肪酸全体として評価を行った旨を記載しておりますので、「乳製品も含め」というような説明はしておりませんが、誤解等は生じないものと考えますという回答でございます。

8番の御意見でございます。こちらの3行目にありますが、一部箇所において消費者に誤解を与える表現があるという御指摘でございます。次のページになりますが、「10%を超える製品もある」を「高いものもみられる」とするという御意見でございます。理由といたしまして、国内外の論文や調査研究を基に客観的な分析・判断で構成されている中で、この10%だけが科学的根拠もなく唐突に量の多寡を判断する基準として用いられているという趣旨が記載されております。

回答でございます。調査した食品のトランス脂肪酸含有量について、高い低い等の概念的なもののみならず、どの程度なのか数値を用いた方が理解しやすいと考えます。このため、他の食品と比較し含有量が高かった2品目（12.2%、13.5%）を表すため、10%という数値を用いたものだと思います。

9番の御意見でございます。評価書中の「工業由来（植物油由来）」を「工業由来」に、「食用植物油」を「食用動植物油」とすること、また、図3を修正するか削除するという御意見でございます。

回答でございますが、評価書案においては、トランス脂肪酸の主な生成原因を記述していますが、「植物油由来」を「植物油由来等」と修正しますというものでございます。

10 番の御意見でございますが、2 行目の右側でございますように、「共役トランス脂肪酸」という用語は一般的ではないといった趣旨の御意見でございます。

回答でございますが、御指摘のとおり、「共役トランス脂肪酸」という用語は一般的ではないため、御指摘のあった箇所について、「共役トランス脂肪酸」という言葉を削除しますという回答でございます。

11 番の御意見でございます。「反すう動物の胃で微生物によりトランス脂肪酸が生成され・・・」と、反すう動物由来のトランス脂肪酸について、何を基質として、どのようなメカニズムでトランス脂肪酸が生成するのかについて、科学的に丁寧な記述があるとよりよいと考えますという御意見です。

回答でございますが、反すう動物由来のトランス脂肪酸の生成に係る詳細なメカニズムについては、今回の評価結果に影響することはないと考えられ、ここでは事象に関する記述としましたというものでございます。

12 番目の御意見でございます。3 行目ぐらいのところでございますが、共役型のトランス二重結合を含む不飽和脂肪酸を含めてトランス脂肪酸として評価対象としたと理解できます、Codex をはじめとして国際的には共役リノール酸はトランス脂肪酸に含めていませんが、本評価書におけるトランス脂肪酸の定義とともに明らかにしたほうがよいと考えますという趣旨の御意見でございます。

回答でございます。トランス脂肪酸と定義する範囲については国により異なっておりますが、本評価においては、コーデックスの定義に従いトランス脂肪酸の範囲を定め評価を実施しました。したがって、「I. トランス脂肪酸の概要」の「3. 定義と種類」に本評価におけるトランス脂肪酸の範囲を明記しますという回答でございます。

13 番目の御意見でございます。こちらは、「我が国で店頭購入が可能な弁当など一食として給仕される食品 (one serving)」との記述につきまして、米国での one serving と規定が異なるという趣旨の御意見でございます。回答としては、御指摘の記述は参考文献を引用したものです。事実関係に即した記述に修正するというものでございます。

14 番目の御意見でございます。「III. トランス脂肪酸摂取量の推定」で、最終的にどのデータを用いて、どのように暴露評価について結論を出したのか明記されていないといった趣旨の御意見でございます。「XI. 食品健康影響評価」の「2. 摂取量推定」でも、それらについて検討された

上で採用した暴露評価のデータを用いるのが適当と考えますという御意見でございます。

回答でございます。「XI. 食品健康影響評価」の「2. 摂取量推定」に記述したトランス脂肪酸の摂取量推定については、Ⅲ. 3に記載している平成 22 年度食品安全委員会食品安全確保総合調査「食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査」によるものであり、本調査のトランス脂肪酸摂取量推定値を基に食品健康影響評価を行ったということを回答しております。

15 番目の御意見でございます。「トランス脂肪酸摂取量が多い人にとっては、その摂取量を減少させることにより、将来の冠動脈疾患リスクを減少させる可能性が期待できる」との記述について、摂取量が多い人とはどの程度の人を指すのか明確でないといった御指摘で、定量的な表現を行うのが適切という趣旨の御意見でございます。

回答でございます。トランス脂肪酸摂取量の多い欧米での報告では、エネルギー比 2% のトランス脂肪酸を炭水化物又は他の脂肪酸に置き換えた場合、冠動脈疾患リスクに影響するというものがあります。しかし、摂取量がエネルギー比 1% 未満と推測される日本における報告はありません。また、欧米においてもトランス脂肪酸摂取量を減少させた介入研究の報告はなく、欧米人に比べトランス脂肪酸摂取量が少ない日本人においてトランス脂肪酸摂取量を更に減少させた場合の健康影響は現状においては不明ですという回答をしております。そのため、定量的な表現は困難ですが、日本においてもトランス脂肪酸摂取量がエネルギー比 1% を超えている人がいると考えられますので、そういった方にとっては、トランス脂肪酸摂取量を減少させることにより、将来の冠動脈疾患リスクを減少させる可能性が期待できると考えられましたという回答でございます。

16 番でございます。評価書では、トランス脂肪酸の閾値や用量反応に関する検討の結果が記載されていないといった御指摘、TDI を設定しなかった経緯について説明があったと伺っているが、同様の説明を記載した方が適切ではないかといった趣旨の御意見でございます。

回答でございます。トランス脂肪酸の健康への影響は摂取量が関係するものであることから、本評価は現在の日本人のトランス脂肪酸摂取量において健康に影響を及ぼすかどうかという観点から行っており、閾値や用量反応関係を検討したのではなく、トランス脂肪酸についての TDI を設定できるようなデータもありませんでした。また、個々のトランス脂肪酸について評価を行うには知見が足りなかったため、トランス脂肪酸全体として評価を行い、その旨を評価書案に記載しておりますという回答でございます。

17 番目の御意見でございます。「健康への悪影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる」という記述について、その前の章で健康へ

の悪影響を評価できるレベルに関する記述がなく、どのレベルを指しているか明確でないといった御意見でございます。

回答でございますが、健康への影響を評価できるレベルは、その違いにより疾病等の罹患に関連が見られているトランス脂肪酸摂取量であり、平均的な日本人の摂取量より多い摂取量であると考えられますという回答でございます。

18 番目の御意見です。「脂質に偏った食事をしている個人においては・・・」という記述があるが、脂質に偏った食事について具体的な記述がないという趣旨の御意見でございます。

回答でございますが、食事の栄養バランスや脂質の摂取量については、食事バランスガイドや日本人の食事摂取基準等が関係府省から公表され、普及啓発がなされているところです、なお、いただいた御意見については関係府省にもお伝えしますという回答でございます。

19 番目は、トランス脂肪酸に関する Codex の定義に関する記述に対して、「それが正しくないのではないか」という趣旨の御意見でございます。次のページ以降までいろいろと細かく御意見をいただいております。

11 ページに回答がございます。コーデックスにおけるトランス脂肪酸の定義につきましては、脚注に原文を掲載させていただくとともに、参照先を変更します。また、コーデックスにおける定義の採択の流れにつきましては、整理した上で修正しますという回答でございます。

20 番目の御意見は、FAO/WHO の関係で FAO/WHO の専門家会合でもトランス脂肪酸を含む脂質栄養に関する議論が行われているという、情報提供に関するものでございます。

回答は、情報提供ありがとうございます、いただいた情報をもとに評価書に FAO/WHO における状況について追記しますというものでございます。

21 番は、評価書（案）に賛成ということで、バランスのよい食事を心がけることが大切等述べられて、いわば当たり前の結論にこぎつけるのにこれほど時間と労力をかけたのですからうまい着地を期待していますという御意見でございます。

回答は次のページ、12 ページになりますが、いただいた御意見を参考にしつつ、今後のリスクコミュニケーション等に取り組んでまいりますというものでございます。

22 番目の御意見ですが、個人的にマーガリンに健康によくないものが含まれているような印象の情報を最初に目にして、漠然とマーガリンを避けていたということをおっしゃって、評価を読んで、結局バランスのよい摂取をすればいいと判断できるのではないかと思いますという御意見です。そして、後半の方では、個々の食品に対する含有量の表示については、あれば選択の目安になろうと思いますが、ということと、トランス脂肪酸について、まず国民に広く知ってもらおうこ

とが必要のように思えますという御意見でございます。

回答でございます。実態調査については、リスク管理機関において今後とも日本人のトランス脂肪酸摂取量を注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に関する知見を収集すべきである旨、評価書に記載しておりますが、いただいた御意見についてはリスク管理機関にお伝えします。また、表示に関していただいた御意見については消費者庁にお伝えしますという回答でございます。

23 番目は、我が家族は毎朝パンを食べていますということで、市販のパンにはほとんどトランス脂肪酸が入っていて、毎日食べると健康への影響が心配という趣旨の御意見でございます。自分の健康を守るために少なくともどの食品にどれくらいトランス脂肪酸が入っているかを知りたい。メーカー側に表示させるべきという御意見でございます。

回答でございますが、トランス脂肪酸摂取量を推計したところ、日本人の大多数が WHO の勧告（目標）基準であるエネルギー比1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられたということをお返した上で、表示に関していただいた御意見については消費者庁にお伝えしますという回答でございます。

24 と 25 はまとめておりますが、24 はクローン病の患者さんからの御意見で、クローン病の原因は不明とされていますが、トランス脂肪酸が原因ではないかと疑われている現状で、野放図に規制もせずにいる日本の現状に非常に疑問を感じます、規制を強化するべきかと思っておりますという御意見でございます。

そして、その下の 25 では、人工的なトランス型の脂肪酸は体内で代謝しきれずに蓄積されていくため、毎日食事で少しずつであったとしても摂取すべきでないと思います。トランス脂肪酸については、動脈硬化などなどのリスクもあるとの研究結果があるといったことを指摘され、そういった疾病を増やすリスクのある食品は国の国益にはならないと考えますという御意見で、アメリカ、オランダ等では販売禁止にもなっていますし、日本でも疾病の危険のあるトランス脂肪酸を含む食品については、販売禁止措置を早く行っていただきたいという趣旨の御意見でございます。

回答ですが、クローン病については、トランス脂肪酸を含む各種脂肪酸、脂肪、砂糖、菓子類、魚介類等の摂取との関連は報告されておりますが、現在の知見では、トランス脂肪酸とクローン病との関連を明確に示す報告はありませんということをお返しております。また、トランス脂肪酸の規制に関する御意見についてはリスク管理機関にお伝えしますという回答でございます。

26 番目の御意見は、摂取量の平均値をもとに議論すべきではありません、含有食品を大量摂取している人がたくさんいるといった御指摘で、消費者が自主的にトランス脂肪酸をほとんど含有しない食品だけを購入しようとしても、実際には店頭には並んでいるものは大半にトランス脂肪酸含有

量が高いマーガリン、ショートニングなどが使われているという御指摘でございます。むしろ、輸入されたものの方が原料にバターを使用するケースが多いようですということで、このような現状から、消費者には自己防衛する手段、トランス脂肪酸をほとんど含まない食品だけを選択する権利が奪われていると言えます、将来の国民の健康を損ねるトランス脂肪酸については、その使用と含有食品の流通が厳しく規制されるべきであると考えますという趣旨の御意見でございます。

回答でございます。日本人のトランス脂肪酸摂取量については、平均値のみならず分布等も含めて今回検討しており、その結果、現状において通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられましたが、脂質に偏った食事をしている個人においては、留意が必要と判断しました。なお、トランス脂肪酸の含有量等に関する規制については、リスク管理機関において検討される事項となりますので、いただいた御意見についてはリスク管理機関にお伝えしますというものでございます。

27 番目は、国民健康・栄養調査で各種脂肪酸の摂取量調査を拡充するよう提言すべきという御意見でございます。栄養調査等が重要であるが、その情報が少ないということ、今そういうものの調査がされていないということを御指摘になっております。

回答でございます。国民健康・栄養調査における摂取量の調査項目については、国民の栄養素摂取量等の状況を把握するため厚生労働省で策定されていますので、いただいた御意見については厚生労働省にお伝えしますという回答でございます。

28 番目の御意見は、評価書の中の「一部製品においては 10%を超える製品もある」等の記述につきまして、この表現は、製造会社で作られる製品を 10%以下にしないのイメージが強過ぎるので、別の表現にすることが適切と考えますという趣旨の御意見でございます。次の 15 ページでは、ショートニングは業務用なのか市販用なのか分からないといった御指摘やショートニングがトランス脂肪酸が多いというイメージが強過ぎるといった御指摘もございました。

回答でございます。御指摘の点は、どの程度なのか数値を用いた方が理解しやすいと考えましたが、Q&A 等の参考資料への御意見につきましては、いただいた御意見を参考にしつつ、今後のリスクコミュニケーション等に取組んでまいりますという回答をしております。なお、食品安全委員会の調査事業においてトランス脂肪酸の含有量の検査を実施したショートニングは、業務用だけでなく市販用も含まれているということ、また、含有量の平均値は業務用が 13.1 g/100 g で、市販用が 21.1 g/100 g であったということを回答しております。

29 番目の御意見は、参考資料の Q&A は意見募集の対象ではないが、意見を出しますということで、問 1 のデータを可能なものは最新のデータとすること、また、含有量の意味合いが異なる業務用品と市販品を区別して記載して、含有量と摂取量との関係を脚注に加えることという御意見でござ

ございます。

次のページに回答がございます。参考資料への御意見につきましては、いただいた御意見を参考にしつつ、今後のリスクコミュニケーション等に取り組んでまいりますという回答でございます。

30 番目は、分子機序に関する論文の御紹介や糖尿病に関連する総説の御紹介等の御意見でございます。

回答は、情報提供ありがとうございます。今後の参考とさせていただきますというものでございます。

31 番目の御意見です。欧米をはじめとして世界中の政府と明らかに異なっている日本の政府。日本の政府が世界から孤立している。世界中が間違っていて、日本だけが正しいというなら、世界中に、世界中が間違っていると、胸を張って、世界一流の科学雑誌に次々に論文を発表すべきといった趣旨の御意見、そして、世界の政府では、国民の健康が第一といった御意見でございます。

御意見をいただいた御礼を回答しております。

それから、その次のページから変更点がございます。いただいた御意見を踏まえて行った修正もでございます。申しわけございませんが、この変更点の5ページの一番下の右側の参照 117 というところ、直前にここは 116 の誤記であることに気づきましたので、これは訂正をした上でホームページへ載せたいと考えております。申しわけございませんでした。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんか。

○**村田委員** 今、最後に誤記の話がございましたけれども、今のところの7ページですけれども、上から5つ目の P60, L39 のところの「参照 215~217」と書いてあって、今の正しい表が「10, 221, 224」なので、これはきっと全部下線になるのだと思いますが、違いますか。

それから、これは本当にたくさんの御意見をいただいて、適切にというか丁寧に御回答していただいたと思うのですけれども、何か所か御意見を参考にして文章が変わっているというか、新しく入れられていると思いますので、確認したいのですけれども。例えば、これは評価書の変更のほうでいいかと、10 ページの脚注は、これは御意見の 19 番になるのでしょうか。それから5ページに書いてある一番下の追記、P45 ページは、これは御意見の 4 番ですかね。もう1カ所ぐらい何か

大きな追加があったような気がしますが、6ページに書いてある、P60の追記は、これは御意見のそれぞれ20番ですかね。これに基づいてそれぞれ追記されたということによろしいのでしょうか。

○坂本評価課長 60ページのL18は20番の御指摘を踏まえた修正でございます。

○村田委員 それから、45ページの15行目は4番ですかね。

○坂本評価課長 45ページの15行目。はい、そのとおりです。4番の御指摘を踏まえたものでございます。

○村田委員 きちんと御指摘に応じて変更されたのは、とてもいいのではないかと思います。ありがとうございました。

○小泉委員長 ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、本評価結果を関係省庁に通知することとなりますが、通知先は消費者庁、厚生労働省、農林水産省ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 最後に、本評価に関しまして食品安全委員会委員長として一言申し上げます。今回の食品健康影響評価の結果を踏まえ、リスク管理機関においても今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量については注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報提供に努めていただくようお願いいたします。

それでは、事務局は本結果を関係省庁に通知してください。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、資料 5-1 に基づきまして御説明いたします。資料 5-1 は、「グルホシネート」という農薬の評価書の第 2 版でございます。

主な変更点を御説明いたします。資料をまず 3 枚めくっていただきますと、第一部というところがあると思います。この評価書は二つのものを合わせて作っているということでございますが、まずこの第一部の 9 ページ、1-9 というところをごらんください。この 1-9 の下の方に開発の経緯がございますが、グルホシネートに関しまして、今回みづば及びたけのこへの適用拡大の申請があったということでございます。

2 度目の評価でございますので、主な変更点の御説明をさせていただきますと、12 ページの上の方に表 1 がございますが、こちらに AUC の情報の追記をしております。

それから、18 ページになりますが、下の方の (5) としてニワトリという項目、こちらで次の 1-19 ページの表 10 が追加になっております。

それから、次の 20 ページでは、表 12 の中に AUC の追記をしております。

それから、23 ページに (8) と (9) の項目が追加されております。

32 ページでは、作物残留試験がございまして、(2) 乳汁移行試験が追加されております。乳汁中では定量限界未満といったデータでございます。

それから、(3) 畜産物残留試験も追加されてございまして、次のページ、1-33 の (4) 推定摂取量についても新しいデータも含めた追記ということでございます。

毒性試験の関係につきましては、38 ページ以降のところ、検体摂取量に関して新しい情報が得られたものにつきましては、その情報の追記をしております。

45 ページをお願いいたします。下の方に (2) として、2 年 6 か月慢性毒性／発がん性併合試験がございまして、こちらにつきまして検体摂取量の情報が得られましたので、ここの試験の無毒性量の値が修正されたということがございます。

59 ページから食品健康影響評価がございまして、今回の経緯、吸収率、代謝物に関する情報等を

追記しております。また、畜産物中の暴露評価対象物質につきましても、農産物と同様にグルホシネート、代謝物 B 及び Z と設定されております。

ADI の値につきましては、検体摂取量の値が確認できたことにより、0.019 mg/kg 体重/日と変更されております。

1-81 の後から第二部となっております。こちらが「グルホシネート P」というものの第 2 版ということでございます。

2-7 ページをお願いいたします。下の方に開発の経緯がございますが、このものはグルホシネートの活性本体である L 体を選択的に製造したものであるということで、今回、8 ページになりますが、ホップへの適用拡大の申請があったということでございます。

主な変更点としては、9 ページの表 1 に AUC の情報を追加しております。

14 ページの下の方から作物残留試験がございますが、ここの下の 2 行、すべての作物残留試験結果が定量限界未満であったことから、推定摂取量の計算は行われなかったということが追記されております。

毒性試験の関係では、15 ページの下の方から 8. として急性毒性試験がございますが、16 ページの表 5 に B という代謝物のデータが追加されております。また、先ほどと同様に検体摂取量に関する情報が得られた試験については、情報の追記をしております。

21 ページから 13. として遺伝毒性試験がございますが、22 ページの表 16 の代謝物 B の試験のデータが追加されましたが、陰性の成績ということでございます。

食品健康影響評価は 23 ページからでございます。今回の経緯とか毒性所見の追記が行われていますが、ADI については変更なく、ADI は 0.0091 mg/kg 体重/日と設定されております。

この資料を表紙から 3 枚目のところへ戻っていただきたいと存じます。このものは、グルホシネートの光学異性体があるということから、二つの評価を合わせて総合評価をしているということになります。こちらの記載は、第一部、第二部の変更に合わせた記載整備をしておりますが、iii ページになりますが、ADI につきましては変更がございませんで、0.0091 mg/kg 体重/日という設定でございます。

本件につきましては、パブリックコメントの手続は行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関へ通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集を行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちグルホシネートの一日摂取許容量を 0.0091 mg/kg 体重/日と設定するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**小泉委員長** 続きまして、特定保健用食品 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○**坂本評価課長** それでは、お手元の資料 5-2 に基づきまして御説明いたします。「大人ダカラ」に関する特定保健用食品評価書でございます。

4 ページをお願いいたします。I. として評価対象品目の概要になりますが、このものは、ケルセチン配糖体を関与成分としております「体脂肪が気になる方、お腹周り・ウエストサイズが気になる方、肥満が気になる方に適する」を特定の保健の用途とする清涼飲料水の形態の食品でございます。このものの関与成分でありますケルセチン配糖体は、吸収されまして、脂肪分解酵素であるホルモン感受性リパーゼを活性化すること等によって、体脂肪低減に寄与するとされているものでございます。

8 ページのⅢ. 食品健康影響評価をお願いいたします。このものの関与成分でございますケルセチン配糖体は、酵素処理イソクエルシトリンとして既存添加物名簿に記載されており、使用基準はないということでございます。

細菌を用いた復帰突然変異試験で陽性等の結果がありましたけれども、マウスを用いた小核試験、それから単回強制経口投与試験、ラットでの各種試験で問題となる結果は認められなかったことから、生体にとって問題となる毒性はないと考えられております。ヒト試験でも問題となる結果は認められておりません。

これらの試験結果等を用いて評価した結果、「大人ダカラ」については、提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断されたものでございます。

さらに 2 枚めくっていただきまして、右肩に「参考」とあるページでございます。本件につま

して、2月17日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はなかったということでございます。

最後に変更点がございます。誤記修正、記載の整備でございます。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知したいと考えております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全委員会の2月の運営について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の2月の運営について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○井原総務課長 資料6に基づきまして御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催状況ですけれども、2月は4回開催しております。具体的内容については、資料6の1ページから4ページにかけて記載しております。

それから、4ページ、専門調査会の運営でございますけれども、これにつきましても、企画等専門調査会以下、4ページから6ページにかけて記載しております。

それから、6ページ、3.意見交換会の開催でございますけれども、2月6日、宮城県、それから次のページにいていただきまして、10日に岩手県、それから20日に愛知県、それから28日に大阪府で食品に関するリスクコミュニケーション、食品中の放射性物質対策に関する説明会を厚生労働省との共催により開催しております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。

よろしいですか。

(7) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週3月15日木曜日、14時からの開催を予定しております。また、来週14日水曜日、14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第422回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。